

成年後見制度利用促進基本計画の 策定について

福祉政策課
地域包括ケア推進課
障害福祉課

成年後見制度の概要

- ▶ 成年後見制度 ⇒ 精神上的の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する制度。
- ▶ 後見・保佐・補助 ⇒ 判断能力を「欠く」場合は後見（民法第7条）、「著しく不十分」な場合は保佐（民法第11条）、「不十分」な場合は補助（民法第15条）について、家庭裁判所が審判し、後見人・保佐人・補助人が選任、後見・保佐・補助が開始される。
- ▶ 審判請求 ⇒ 本人、配偶者、四親等内の親族又は検察官の他、後見人、保佐人、補助人等が請求することができる。
- ▶ 後見人・保佐人・補助人による代理又は同意の範囲
 - ・代理 後見人 ⇒ 財産に関するすべての法律行為
保佐人 ⇒ 本人の同意により家庭裁判所が審判で定めた法律行為
 - ・同意 保佐人 ⇒ 民法13条第1項に定める行為（借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築）
補助人 ⇒ 民法13条第1項に定める行為のうち家庭裁判所が審判で定めた行為

成年後見制度利用に関する市の主な事業

▶ 成年後見制度利用促進事業（一般会計）

・ 成年後見支援センター運営事業補助金（市社協）

成年後見制度は手続の煩雑等の理由により十分に活用されていないことから、相談から申立の代理、後見人に対する支援等の一連の支援を専門的かつ継続的に担う「成年後見支援センター」を長野市社会福祉協議会に設置し、運営費用を補助（地域包括ケア推進課75%、障害福祉課25%）することで要援護者の権利擁護を図る。

▶ 成年後見制度利用支援事業（介護保険特別会計）

・ 市長による成年後見審判の申し立て

身寄りのない認知症高齢者等で、判断能力が不十分な高齢者の財産保護、福祉サービス等の利用援助などを行うため、親族に代わって市長が家庭裁判所に法定後見の審判申し立てを行うことにより成年後見制度の利用を促進する。

成年後見制度利用促進法・利用促進基本計画（国）

▶ 経緯

- ・ H28.5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- ・ H29.3 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定

▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

・ 主旨

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、共生社会の実現に資するものである。成年後見制度は、これらの人たちを支える重要な手段であるが、十分に利用されていない。

成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

成年後見制度利用促進法・利用促進基本計画（国）

▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

・ 地方公共団体の講ずる措置

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等にかかる支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域に置ける成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

▶ 成年後見制度利用促進基本計画（国）のポイント

- ・ 利用者がメリットを実感できる制度運用の改善（国）
- ・ 地域連携ネットワークづくり（市町村）
- ・ 不正防止の徹底と利用のしやすさとの調和（国・金融機関）

成年後見制度利用促進基本計画における市町村の役割

地域連携ネットワークの中核機関の設置（市町村の直営又は委託）、円滑な運営

地域連携ネットワーク（協議会）の整備

市町村基本計画の策定（地域連携ネットワーク・中核機関の機能の整備）

審議会の設置（成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の調査審議）

既存の施策との有機的な連携を企図（地域福祉計画など）

長野市における成年後見利用促進について

中核機関
の設置



成年後見支援センターを中核機関に位置付け
成年後見支援センター運営事業補助金 ⇒ 委託に変更

協議会
の備
整



成年後見支援センター運営委員会を活用

利用促進
基本計画



長野市地域福祉計画に包含し一体的に策定

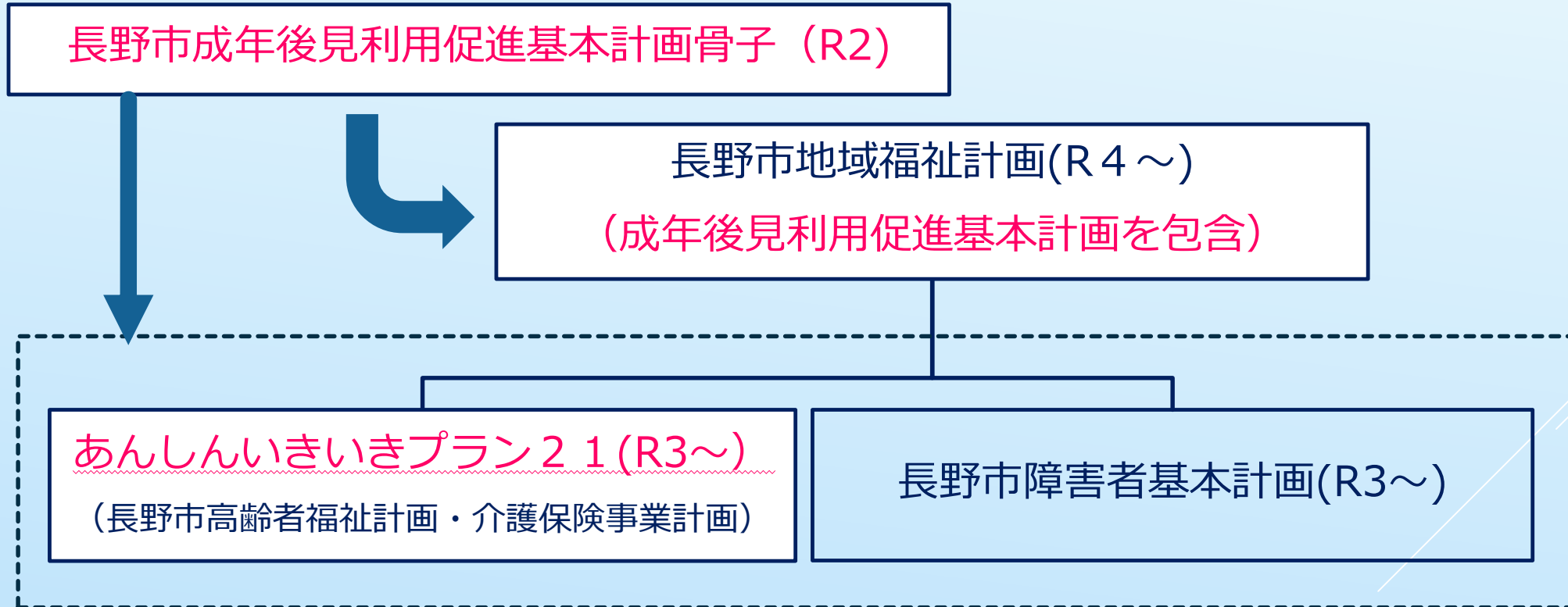
審議会



長野市社会福祉審議会を活用

成年後見制度利用促進基本計画の策定

- ・令和2年度中に計画骨子を作成
- ・令和4年度以降を計画期間とする「第四次長野市地域福祉計画」に盛り込む
- ・次期の「あんしんいきいきプラン21」及び「障害者基本計画」にも取組内容を記載する



審議会の設置（長野市社会福祉審議会条例 R2.4.1改正）

- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する審議等に必要な構成とするため、審議会委員数及び関係専門分科会の委員数を変更（増員）する
- ・ 成年後見制度に関する専門職団体等（弁護士、司法書士、社会福祉士）の参画が必要と考えることから、これらの団体からを委員を新たに加えるもの

条例改正前（24人）	現在（条例改正後27人）
市議会議員 4人	4人
社会福祉関係者 12人	13人（+1人 社会福祉士会）
学識経験者 8人	10人（+2人 弁護士会・司法書士会）

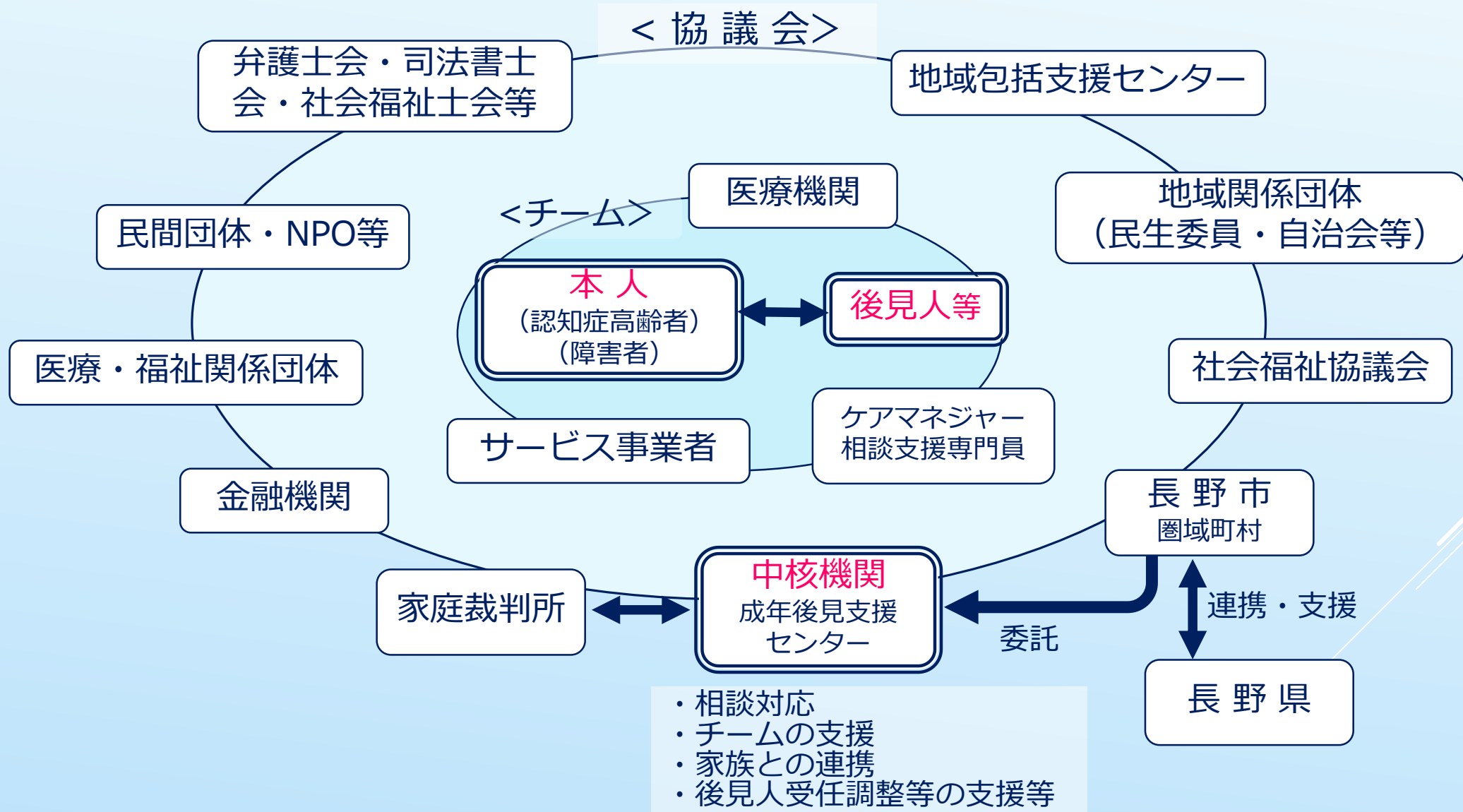
【専門分科会構成】

民生委員審査専門分科会	変更なし
障害者福祉専門分科会	⇒ 司法書士会の委員を増員
児童福祉専門分科会	変更なし
老人福祉専門分科会	⇒ 社会福祉士会の委員を増員
地域福祉専門分科会	⇒ 弁護士会の委員を増員

基本計画策定関連スケジュール

	R 2 年度 ▼ R3当初予算要求	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
中核機関の設置	成年後見支援センター 運営事業補助金	成年後見支援センター(市社協)へ委託		
地域連携ネットワーク(協議会)の整備	成年後見支援センター 運営委員会	地域連携ネットワーク協議会 (成年後見支援センター運営委員会)		
成年後見制度利用促進基本計画の策定	成年後見利用 促進基本計画 骨子 内容を記載 内容を記載	一体的に策定 あんしんいきいきプラン21 (R3~R5)	長野市地域福祉計画(R4~R8) (成年後見利用促進基本計画) 長野市障害者基本計画 (R3~R8)	
審議会 の設置 (長野市社会福祉審議会条例)	R2.4.1 条例改正	長野市社会福祉審議会		

【参考1】地域連携ネットワーク（協議会）のイメージ



【参考2】長野地域連携中枢都市圏での取組み（予定）

分野	圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る事業		
項目	生活機能の強化に係る政策分野		
区分	福祉	事業名	成年後見制度利用促進事業
事業概要	認知症、知的障害その他の精神上の障害により財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合い共生社会を実現するために 成年後見制度の利用の促進を図る。		
事業効果	認知症高齢者や知的障害者等の権利擁護により、福祉の増進が図られる。		
役割分担	<長野市> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関の設置 ・ 地域連携ネットワーク（協議会）の整備 <各自治体> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 審議会の設置 		
費用分担	協議により決定する		
対象自治体	長野市、信濃町、小川村、飯綱町（見込み）		

※平成27年度に事業提案があり協議した結果、見送った件について改めて協議を進める予定